（様式第７号）　　（多子世帯利用給付認定者用）

（宛先）福岡市長

多子世帯利用料請求書

私は、福岡市多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱第12条の規定に基づき、多子世帯利用料の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する振込先口座に振り込んでください。

なお、多子世帯利用料の給付の審査にあたり、次の事項に同意します。

１．　認定保護者と認定子どもが、福岡市内に居住していることを住民基本台帳等で確認すること。
２．　実際に利用していることを対象施設等に確認すること。
３．　利用料の支払い状況を対象施設等に確認すること。
４．　認定子どもが、多子世帯の認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱第２条第１号及び第２号に規定する者であるかを確認すること。

１．認定保護者(請求者)　※多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者名を記入してください。

請求日	令和　　年　　月　　日		
フリガナ		生年月日 （西暦）	年　　月　　日
保護者氏名		電話番号	
住所	〒		

２．認定子ども

認定番号			
フリガナ		生年月日 （西暦）	年　　月　　日
児童氏名		請求期間の 福岡市在住期間	□　請求期間全期間 □　　月　　日　～　　月　　日

３．振込先（認定保護者の口座をご記入ください。）

※以下の2つより選択し、記入してください。初回申請および振込口座の変更がある場合は、口座情報がわかるものの写しが必要です。

□　前回の振込先

□　下記記載の振込先（初回申請および振込口座の変更がある場合に記入）

金融機関名	□銀行 □信用金庫 □農協 □信用組合　　□本店 □支店 □出張所							銀行コード		
								支店コード		
預金種目	普通							口座名義 （カタカナ）		
口座番号										

４．ご利用施設および請求額

施設名	利用料（保育料）	
	令和　　年　　月	令和　　年　　月
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円
月の利用料支払額合計（ａ）	円	円
月　額　上　限　額　（ｂ）	円	円
(a) と (b) を比較して小さい方の額	円	円
請求額	円	

※ご利用施設より発行された「領収証兼提供証明書」を添付してください。キッズラインをご利用の方は、請求の流れが異なります。
別紙をご確認ください。
また、ファミリ・サポート・センター事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した「援助活動の報告」を添付してください。

※月額上限額は、認可外保育施設等の利用の場合は月額42,000円（令和８年10月以降利用分は45,700円）、企業主導型保育施設の利用の場合は０歳児37,100円、１、2歳児37,000円です。
（認可外保育施設等と企業主導型保育施設の併用利用の場合は、企業主導型保育施設の保育料のみ対象）
請求する利用月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合や市町村間の転出入の場合、月額上限額は日割りとなります。

福岡市確認欄

認可外 □　企主 □　42,000円（R8.10～）45,700円 □　37,100円 □　37,000円 □　その他（　　）

保護者の方が記入する書類

（多子世帯利用

記入例

多子世帯利用料請求書

私は、子ども・子育て支援法第３０条の１１第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定す

す。

とを住民基本台帳で確認すること。

※消えるペン、修正液等は使用不可
※訂正する場合は二重線を引いてください。
（訂正印は不要）

※請求日は「領収書兼提供証明書」の発行日以降を記入してください。

1．認定保護者(請求者)　※多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者名を記入してください。

請求日	令和　　年　　月　　日		
フリガナ		生年月日（西暦）	年　　月　　日
氏　　名	押印不要		
住所	〒		

多子世帯利用給付認定通知書に記載された「認定保護者」及び「認定番号」をご記入ください。
認定番号が不明な場合は、認定番号欄は空欄のままご提出ください。

2．認定子ども

認定番号	○○○○○○		
フリガナ	フクオカ　モモコ	生年月日（西暦）	2021　年　4　月　19　日
児童氏名	福岡　桃子	請求期間の福岡市在住期間	☑ 請求期間全期間 □　月　日 ～　月　日

市町村間の転入・転出がある場合に記入してください。
例）５月２０日他市町村へ転出した場合
４・５月の利用費を請求する場合
請求期間の福岡市在住期間　４月１日～５月２０日

3．振込先　※認定保護者が口座名義人である口座を記入してください。

□ 前回の振込先
☑ 下記記載の振込先

金融機関名					
					3　4　5　6　7
					オカ　イチロウ

【初回および変更の場合】
「下記記載の振込先」をチェックし、認定保護者が口座名義人である口座を記入してください。
口座が確認できる通帳またはキャッシュカードのコピーを添付してください。
【振込先の変更がない場合】
「前回の振込先」をチェックしてください。金融機関等の記入および通帳のコピー等の添付は不要です。

施設名	利用料（保育料）					
	令和　4　年　4　月			令和　4　年　5　月		
○○保育園	38,000	円		35,000	円	
△△保育園	0	円		10,000	円	
		円			円	
		円			円	
月の利用料支払額合計（ａ）	38,000	円		45,000	円	
月　額　上　限　額　（ｂ）	38,000	円		42,000	円	
（a）と（b）を比較して小さい方の額	38,000	円		42,000	円	
請求額			80,000			円

※保育料のみ記入してください。
（通園送迎費、食材費、行事費は対象外）

各月の合計額をそれぞれ記入してください。

この欄の合計額を請求額の欄に記入してください。

※請求額の訂正は不可です。
この欄の記入を誤った場合は、再度申請書の書き直しをお願いいたします。

※月額上限額は、下記の表の通りです。ご利用施設および年齢が該当する月額上限額をご記入ください。

利用施設等	年齢	月額上限額
認可外保育施設等	0～2歳児	42,000円（※）
企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1、2歳児	37,000円

（※）令和8年10月以降利用分～45,700円

●企業主導型保育施設をご利用している方が認可外保育施設等を利用した場合
助成の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額は企業主導型保育施設の金額となります。
●月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額が日割り計算になります。
計算方法は、次のとおりとなります。（10円未満の端数は切り捨て）
①月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合
月額上限額× 転出日までの日数÷その月の日数
例）認可外保育施設等を利用しており、5月20日で他市町村へ転出し、同日で認定期間が終了となる場合
45,700円×20日÷31日＝29,480円　月額上限額は、29,480円
②月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から福岡市へ転入した場合
月額上限額× 福岡市での認定期間開始日からの日数÷その月の日数
例）1歳児が企業主導型保育施設を利用しており、5月20日に福岡市へ転入し、同日より認定期間が開始される場合
37,000円×11日÷31日＝13,120円　月額上限額は、13,120円